

国立研究開発法人物質・材料研究機構

知的財産権取扱規程

平成13年6月14日

13規程第37号

改正：平成18年 3月28日 18規程第30号

改正：平成22年 4月27日 22規程第30号

改正：平成27年 3月24日 27規程第52号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第42号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の知的財産権の取扱いを適正、かつ、効率的に行なうために必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 機構における知的財産権の取扱いについては、国立研究開発法人物質・材料研究機構職務発明等規程（13規程第36号。以下「職務発明等規程」という。）、特許法（昭和34年法律121号。以下「特許法」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号。以下「実用新案法」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号。以下「意匠法」という。）、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）その他関係法令又はこれに基づく特別の定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意味)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号。以下「商標法」という。）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び日本以外の国又は地域（以下「国外」という。）におけるこれらの権利に相当する権利
- ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路法に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び国外におけるこれらの権利に相当する権利
- ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権及び国外におけるこれらの権利に相当する権利
- ニ イ、ロ及びハに掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及

び図面等を含む。)のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(2)「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となる創作、育成者権の対象となる育成並びにノウハウを使用する権利の対象となる案出をいう。

(3)「発明者」とは、発明等を行った者をいう。

(4)知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項、意匠法第2条第2項、商標法第2条第3項、半導体集積回路法第2条第3項及び種苗法第2条第5項に規定する行為

ロ プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条及び第26条から第28条に規定する権利を行使する行為

ハ ノウハウの使用

(5)「出願」とは、特許などの産業財産権(工業所有権)については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物及び著作権の登録並びに国外におけるこれらの権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。

第2章 実 施

(実施の許諾)

第4条 機構は、機構が所有する知的財産権について、他へ実施権の設定又は許諾を行うことができるものとする。

2 前項により実施権の設定又は許諾をする場合には、機構は、実施を希望する者に対して、必要により別記第1号様式による「実施申請書」及び実施計画等の提出を求め、実施計画の実現可能性を検討し、実施権の設定又は許諾をするか否か決定する。

(実施契約の締結)

第5条 機構は、その知的財産権について実施権の設定又は許諾をするときは、知的財産権を実施する者(以下「実施者」という。)と次の事項につき、実施契約を締結する。

(1) 実施権の設定又は許諾をする特許番号および知的財産権の名称

(2) 実施権の設定又は許諾の態様とその期間

(3) 知的財産権の実施状況の報告および調査の方法

(4) 知的財産権の実施料の額ならびに支払の時期および方法

(5) 知的財産権の実施状況の報告又は実施料の支払が適正になされないときの措置

(6) 機構が、知的財産権に関連する新規な発明等をし、その特許を受けた場合の実施の方法

(7) 実施者が、知的財産権に関連する新規な発明等をしたときの特許を受ける権利の帰属およびその実施方法

(8) その他必要な事項

2 前項の規定は、実施契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

(実施契約の解除)

第6条 機構は、次の各号の一に該当する場合は、将来に向かって実施契約を解除できるものとし、かつ、実施者に故意又は過失があると認められるときはこれによって生じたその損害の賠償を受ける。

- (1) 実施者が、正当な理由がなく、実施契約に定める期間内に知的財産権の実施による事業を開始せず、または中止したとき。
- (2) 実施者が、前条第1項第3号又は第5号の報告、調査を拒み、または虚偽の報告をしたとき。
- (3) 実施者が、前条第1項第4号の実施料の支払を怠ったとき。
- (4) 実施者が、前条第1項第7号の権利の移転を行わなかったとき。
- (5) 実施者が、その他実施契約の本旨に基づく履行をしないとき。

第3章 雑 則

(実施者に対する変動の通知)

第7条 機構は、実施の許諾をした知的財産権について、特許又は登録の無効その他に基づく変動があったときは、遅滞なく、その旨を実施者に通知しなければならない。

(職務発明者等に対する変動等の通知)

第8条 機構は、職務発明等規程の定めるところにより機構が取得した知的財産権について、特許又は登録の無効その他に基づく変動があったときは、遅滞なく、その旨をその職務発明をした者に通知しなければならない。

(知的財産権の放棄又は譲渡)

第9条 機構は、機構が取得した知的財産権について、放棄又は譲渡することができる。ただし、知的財産権のうち権利の確定したものを放棄又は譲渡する場合は、知的財産権委員会に付議しなければならない。

(外国出願)

第10条 職務発明等規程第10条により出願した発明等を外国に出願する場合には、知的財産権委員会に付議しなければならない。

(知的財産権の費用負担)

第11条 機構が単独で所有する知的財産権の維持及び保全に要する費用は機構が全額負担し、第三者と共有する知的財産権については共有者と持分に応じて負担する。但し、別途特別の定め等ある場合又は理事長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項の保全費は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 異議申立を行うための費用
- (2) 無効審判を請求するための費用
- (3) 権利侵害に対抗するための費用

(秘密保持)

第12条 発明者及び発明等の内容を知り得た者は、当該発明等に関する事項について、秘密を洩らし、又は盗用してはならない。

(共有知的財産権の維持)

第13条 機構は、共有に係る知的財産権について、この規程を遵守し、費用負担等の必要な行為をして、共有者とともに当該知的財産権の維持、保全に努めなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、機構の所有する知的財産権の取扱いについて必要な事項は、知的財産権委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
2. この規程の施行の日において、現に機構が承継するための手続が行われている発明に係る権利については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成18年3月28日 18規程第30号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日 22規程第30号)

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月27日 2021規程第42号)

この規程は、令和3年4月27日から施行する。